

監査結果に基づき港区長等が講じた措置

令和４年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、港区長等から通知がありました。

令和６年５月８日

第１ 公表の範囲

令和４年度財政援助団体等監査(実施期間：令和４年１０月１１日から令和５年１月３１日まで)の結果に基づき講じた措置について港区長等から通知を受けた事項

第２ 公表の概要

令和４年度財政援助団体等監査において指摘した事項２件、意見事項１５件について通知を受けた。

１ 業務の再委託に係る事務処理について

【社会福祉法人 奉優会】
≪高輪地区総合支所 管理課≫

(１) 指摘内容

当該指定管理に係る基本協定書では、事前に区の承認を受けた場合、指定管理者は業務の一部を第三者に委託することができることとなっているが、指定管理者が再委託した舞台音響設備保守その他３件は、区が承認する前に再委託先の業者と契約していた。

基本協定は施設の管理・運営に関する基本的事項を区と指定管理者が締結したものであり、再委託は原則禁止としている。

所管課は、再委託の協議があった際は、その説明を十分に求めた上で、再委託に係る事務処理が適切に行われるよう、指定管理者を指導すべきである。

(２) 措置内容

今回の指摘事項については、令和４年１０月２１日に、所属長から所属職員及び指定管理者に内容を共有し、指定管理者制度における再委託申請の適切な事務処理について改めて指導しました。

今後、指定管理者では、新たに作成した契約締結業務のフロー図に沿って、契約処理を進め、複数名による確認もします。

区においても、適時、処理状況を確認するとともに、継続的に指導することで再発の防止を図ります。

2 事業計画書の適切な提出について

【NCDグループ】

《芝地区総合支所 まちづくり課》

(1) 意見内容

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は毎年度開始1か月前までに事業計画を作成し、区に提出することとなっているが、令和3年度分の事業計画書が令和3年4月1日付けで提出されていた。

業務基準は、施設を適切に管理運営するために定めた基準であり、期限までに事業計画が提出されていなかったことは甚だ遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した期限までに事業計画が提出されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和5年2月13日に所属長から所属職員及び指定管理者に内容を共有するとともに、指定管理者制度における適切な書類作成、適切な事務処理をするよう改めて指導しました。

また、新たに作成した更新事務の提出期限チェック表を事業計画書等と併せて提出を受け、複数の区職員で点検するとともに、決裁の際、課長及び係長が一目で提出状況を確認できるよう運用します。

今後、以上の事務処理を徹底し、組織的に点検する体制を築くことで、再発の防止を図ります。

3 業務基準で定めた各種様式の作成について

【NCDグループ】

《芝地区総合支所 まちづくり課》

(1) 意見内容

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は施設等管理責任者任命報告書（第1号様式）、物品管理責任者任命報告書（第2号様式）及び保全物品整理簿（第3号様式）を作成することとなっているが、作成されていなかった。

業務基準は、施設を適切に管理運営するために定めた基準であり、各様式が作成されていなかったことは甚だ遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した様式が適切に作成されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和5年2月13日に所属長から所属職員及び指定管理者に内容を共有するとともに、指定管理者制度における適切な書類作成、適正な事務処理をするよう改めて指導しました。

また、新たに作成した業務基準書確認チェックリストを報告書等と併せて提出を受け、複数の区職員で点検するとともに、決裁の際、課長及び係長が一目で提出状況を確認

認できるよう運用します。

今後、以上の事務処理を徹底し、組織的に点検する体制を築くことで、再発の防止を図ります。

4 事業計画の適切な提出について

【NCD麻布グループ】

≪麻布地区総合支所 まちづくり課≫

(1) 意見内容

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は毎年度開始1か月前までに事業計画を作成し、区に提出することとなっているが、令和3年度分の事業計画書が令和3年4月1日付けで提出されていた。

業務基準は、施設を適切に管理運営するために定めた基準であり、期限までに事業計画が提出されていなかったことは甚だ遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した期限までに事業計画が提出されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和5年3月14日に所属長から所属職員及び指定管理者に内容を共有するとともに、指定管理者制度における適切な書類作成、適切な事務処理をするよう改めて指導しました。

また、新たに作成した更新事務の提出期限チェック表を事業計画書等と併せて提出を受け、複数の区職員で点検するとともに、決裁の際、課長及び係長が一目で提出状況を確認できるよう運用します。

今後、以上の事務処理を徹底し、組織的に点検する体制を築くことで、再発の防止を図ります。

5 事業計画の適切な提出について

【NCDグループ】

≪高輪地区総合支所 まちづくり課≫

(1) 意見内容

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は毎年度開始1か月前までに事業計画を作成し、区に提出することとなっているが、令和3年度分の事業計画書が令和3年3月30日付けで提出されていた。

業務基準は、施設を適切に管理運営するために定めた基準であり、期限までに事業計画が提出されていなかったことは甚だ遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した期限までに事業計画が提出されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和5年2月13日に所属長から所属職員及び指定管理者に内容を共有するとともに、指定管理者制度における適切な書類作成、適正な事務処理をするよう改めて指導しました。

また、新たに作成した更新事務の提出期限チェック表を事業計画書等と併せて提出を受け、複数の区職員で点検するとともに、決裁の際、課長及び係長が一目で提出状況を確認できるよう運用します。

今後、以上の事務処理を徹底し、組織的に点検する体制を築くことで、再発の防止を図ります。

6 業務基準で定めた各種様式の作成について

【NCDグループ】

≪高輪地区総合支所 まちづくり課≫

(1) 意見内容

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は施設等管理責任者任命報告書（第1号様式）、物品管理責任者任命報告書（第2号様式）及び保全物品整理簿（第3号様式）を作成することとなっているが、作成されていなかった。

業務基準は、施設を適切に管理運営するために定めた基準であり、各様式が作成されていなかったことは甚だ遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した様式が適切に作成されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和5年2月13日に所属長から所属職員及び指定管理者に内容を共有するとともに、指定管理者制度における適切な書類作成、適切な事務処理をするよう改めて指導しました。

また、新たに作成した業務基準書確認チェックリストを報告書等と併せて提出を受け、複数の区職員で点検するとともに、決裁の際、課長及び係長が一目で提出状況を確認できるよう運用します。

今後、以上の事務処理を徹底し、組織的に点検する体制を築くことで、再発の防止を図ります。

7 事業計画の適切な提出について

【NCDグループ】

≪芝浦港南地区総合支所 まちづくり課≫

(1) 意見内容

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は毎年度開始1か月前までに事業計画を作成し、区に提出することとなっているが、令和3年度分の事業計画書が令和3年4月

1 日付けで提出されていた。

業務基準は、施設を適切に管理運営するために定めた基準であり、期限までに事業計画が提出されていなかったことは甚だ遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した期限までに事業計画が提出されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和5年2月17日に所属長から所属職員及び指定管理者に内容を共有するとともに、指定管理者制度における適切な書類作成、適正な事務処理をするよう改めて指導しました。

また、新たに作成した更新事務の提出期限チェック表を事業計画書等と併せて提出を受け、複数の区職員で点検するとともに、決裁の際、課長及び係長が一目で提出状況を確認できるよう運用します。

今後、以上の事務処理を徹底し、組織的に点検する体制を築くことで、再発の防止を図ります。

8 業務基準で定めた各種様式の作成について

【NCDグループ】

≪芝浦港南地区総合支所 まちづくり課≫

(1) 意見内容

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は施設等管理責任者任命報告書（第1号様式）、物品管理責任者任命報告書（第2号様式）及び保全物品整理簿（第3号様式）を作成することとなっているが、作成されていなかった。

業務基準は、施設を適切に管理運営するために定めた基準であり、各様式が作成されていなかったことは甚だ遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した様式が適切に作成されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和5年2月17日に所属長から所属職員及び指定管理者に内容を共有するとともに、指定管理者制度における適切な書類作成、適切な事務処理をするよう改めて指導しました。

また、新たに作成した業務基準書確認チェックリストを報告書等と併せて提出を受け、複数の区職員で点検するとともに、決裁の際、課長及び係長が一目で提出状況を確認できるよう運用します。

今後、以上の事務処理を徹底し、組織的に点検する体制を築くことで、再発の防止を図ります。

9 実績報告書の適切な記載について

【公益財団法人 港区スポーツふれあい文化健康財団】

《麻布地区総合支所 管理課》

(1) 意見内容

当該指定管理に係る基本協定書では、指定管理者が区に提出する実績報告書には職員の構成に係る実績を記載することとなっているが、令和3年度実績報告書には記載がなかった。

所管課は、基本協定で規定した必要項目が漏れなく記載された実績報告書が定めた期限までに提出されるよう、指定管理者を指導されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和5年2月1日に、課内で情報共有するとともに、実績報告に必要な内容を区と指定管理者が相互で再度点検し、再発防止に取り組むよう周知徹底しました。

指定管理者には記載事項の漏れについて指導するとともに、令和5年1月27日に改めて職員の構成に係る実績を報告させました。

10 領収証書の適切な保管について

【公益財団法人 港区スポーツふれあい文化健康財団】

《赤坂地区総合支所 管理課》

(1) 意見内容

指定管理者が保管する納付書の領収証書（納付者保管用）について、令和4年3月29日、30日、31日の赤坂区民センター使用料分が保管されておらず、確認できなかった。

使用料は区に収入されているが、指定管理者が保管しておくべき書類が適切に保管されていなかったことは甚だ遺憾である。

所管課は、指定管理に係る文書が適切に保管されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和5年2月5日に所属長から指定管理者に対して厳重に指導しました。

また、領収証書を含め、指定管理者が保管しておくべき書類については、月次モニタリング等で区が保管状況を確認することで、再発防止に努めます。

11 適切な契約事務について

【公益財団法人 港区スポーツふれあい文化健康財団】

《芝浦港南地区総合支所 管理課》

(1) 指摘内容

指定管理者が発注した芝浦港南区民センターの芝浦港南ふれあいまつり舞台進行業務

委託その他2件は、令和3年度に指定管理者において委託の実施を決定した後に改めて業者から見積書を徴しておらず、実施の前年度（令和2年度）に令和3年度の予算用に業者から徴した見積書を採用して見積合わせを行っていた。

指定管理者が提出する年間事業計画が区によって承認された後に、実施（委託する仕様）の決定、見積りの取得、金額等を確認した上で契約を締結という一連の流れについて、公の施設の管理運営を行う指定管理者は、区に準じて処理すべきである。

所管課は、指定管理業務に係る契約事務が適切に行われるよう、指定管理者を指導すべきである。

（2）措置内容

今回の指摘事項については、令和5年3月27日に、所属長から指定管理者に対して、事業実施を決定した後に、改めて見積書を取得するよう指導しました。

指定管理者は、再発防止のため、契約に係る手順書を作成し、事務所内に掲示するとともに、全職員にも配付し業務時にチェックしながら進め、再発防止策を徹底しています。

今後も、月次のモニタリングの際に、適切な契約事務の実施について指導し、再発防止を徹底します。

12 適切な契約関係書類の徴取について

【公益財団法人 港区スポーツふれあい文化健康財団】

《芝浦港南地区総合支所 管理課》

（1）意見内容

指定管理者が発注した芝浦港南区民センターの講習室ブラインド不具合による交換取替工事について、再委託先の業者から徴した請書の日付が空欄であり、契約締結日が不明であった。また、指定管理者が発注した芝浦港南区民センターの舞台機構設備保守点検業務委託その他5件の契約締結に際して、契約先の業者から徴した見積書の日付が空欄であり、見積日が不明であった。

所管課は、適切な契約関係書類を再委託先や契約先の業者から徴取するよう、指定管理者を指導されたい。

（2）措置内容

今回の意見事項については、令和5年3月27日に、所属長から指定管理者に対して、請書及び見積書の内容確認を確実にし、適切に契約手続するよう指導しました。

施設長、副施設長のほか、本部においても、請書や見積書の日付が適切に記入されていることを確認するよう徹底しています。

今後も、月次のモニタリングの際に、適切な契約事務の実施について指導し、再発防止を徹底します。

13 適切な契約変更手続について

【公益財団法人 港区スポーツふれあい文化健康財団】
「教育委員会事務局教育推進部 生涯学習スポーツ振興課」

(1) 意見内容

指定管理者が再委託をしている花壇植替について、再委託先の業者と書面による契約変更の手続を経ずに、実施回数を変更していた。

変更前に取り交わした契約書の内容が変更になるにもかかわらず、変更の処理を怠っていたことは甚だ遺憾である。

所管課は、契約内容に変更があったときは適切に変更手続をするよう、指定管理者を指導されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和5年2月22日に、指定管理者に対して、今後は適切に契約変更の手続をするとともに、区の承認なしに契約内容を変更しないよう指導しました。

また、所属職員に対しては、毎月のモニタリングにおいて、契約内容と履行内容を適切に確認するよう指導しました。

今後、同様の不適切な事務処理が起きないように、各業務実施予定月及び実施日が一覧で確認できる履行確認一覧を新たに作成し、毎月実施しているモニタリングにおいて、一目で確認できるようにしました。

14 再委託に係る契約について

【公益財団法人 港区スポーツふれあい文化健康財団】
「教育委員会事務局教育推進部 生涯学習スポーツ振興課」

(1) 意見内容

指定管理者が再委託をしている館内の清掃業務について、再委託先の業者と取り交わした契約書で定めた作業実施月と実際の作業月が一致していなかった。

契約書は当事者間で合意した事実・内容を明確にしたもので、契約内容を裏付ける重要な証拠である。

所管課は、再委託の協議があった際は、その説明を十分に求めた上で、再委託に係る契約が適切に処理されるよう、指定管理者を指導されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和5年2月22日に、指定管理者に対して、今後は適切に契約変更の手続をするよう指導しました。

また、所属職員に対しては、契約手続前の再委託協議の際に、契約内容と履行内容について、指定管理者から説明を受けた上で、適切に確認するよう指導しました。

今後、同様の不適切な事務処理が起きないように、各業務の実施予定月及び実施日が一覧で確認できる履行確認一覧を新たに作成し、毎月実施しているモニタリングにおいて、一目で確認できるようにしました。

15 再委託に係る契約について

【港区浴場組合】

≪保健福祉支援部 保健福祉課≫

(1) 意見内容

指定管理者が再委託している水質検査、自動ドア保守点検、自動制御機器装置保守点検、浴槽ろ過循環配管薬品洗浄等保守、調節槽の清掃業務に係る契約について、再委託先の業者と契約書等の書類を作成しておらず、契約金額や業務内容が書面上で確認できなかった。

契約書は当事者間で合意した事実・内容を明確にしたもので、契約内容を裏付ける重要な証拠である。

所管課は、再委託の協議があった際は、その説明を十分に求めた上で、再委託に係る契約が適切に処理されるよう、指定管理者を指導されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和4年11月15日の実地監査において、再委託先の業者と履行内容を含めた契約書を交わすよう指摘を受けたため、その場で指定管理者を指導しました。

令和5年度分の再委託協議に当たっては、従来と同様に指定管理者から契約内容について説明を受けるとともに、今回の意見事項を受け、令和5年4月4日に、再委託に係る契約書等が適切に取り交わされていることを確認しました。

引き続き、再委託に係る契約を適切に処理するよう、指定管理者を指導します。

16 交付申請手続について

【特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団 外8団体】

≪保健福祉支援部 障害者福祉課≫

(1) 意見内容

当該補助金交付要綱では、「社会福祉法人等の長は、補助金交付申請書を毎年度、健康診査実施後速やかに区長に提出しなければならない。」と定めているが、健康診査実施後、約3か月以上経過してから申請されているものが計4団体分あった。

「速やかに」の判断には解釈を要するが、例えば、労働安全衛生法に係る通達（基発 0325 第1号）では「速やかに」とは、おおむね2週間以内をいうものである」とあり、また、電子帳簿保存法の取扱通達（課法5-4）には「速やかに」はおおむね7営業日以内と取り扱う」旨が記載されていることを鑑みても、約3か月以上の経過は「速やかに」とは言い難い。

要綱の規定に基づいた適正な交付申請手続に努められたい。なお、要綱が申請手続の実態に即していない場合は改正を検討するなど、適切に処理されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、これまでの各事業者からの申請状況を把握した上で、当該補助金交付要綱を令和5年4月1日付けで改正し、補助金の申請時期を健康診査実施後から費用の支払後に改め、期限についても20日以内と明示しました。

補助金交付要綱の改正内容については、各事業所宛てに周知するとともに、適正な補助金申請に向けた理解促進を図りました。

今後、改正した要綱に基づき、適正な補助金交付を徹底します。

17 指定管理者制度の指導徹底について

《企画経営部 連携協創担当》

(1) 意見内容

令和4年度財政援助団体等監査において、指定管理者に対する監査を実施したところ、基本協定書や業務基準書で定めた項目が遵守されていない事例や適切とは言い難い契約手続が数多く見受けられた。

所管課が細心の注意をもって指定管理者を指導することはもちろんであるが、制度主管である企画経営部区役所改革担当は、各所管課に対し、業務や経理が適正に執行されるよう指導を行わなければならない。

現在、指定管理者制度の運用見直しを図っていることは承知しているが、所管課及び指定管理者が長年の慣行にとらわれることなく、それぞれの役割を十分に認識し、より適切に指定管理者制度が運用されるよう、指導を徹底されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、制度所管課、施設所管課、指定管理者が、区の指定管理者制度の運用の共通理解を図るため、制度所管課が開催している施設所管課を対象とした区の制度運用に関する担当者説明会に、令和4年度から新たに指定管理者を対象に加え、開催しています。

事業計画書の期限内の提出など、基本協定書及び業務基準書で定める事項等については、令和5年5月の担当者説明会において事案を共有し、改めて基本協定書及び業務基準書で定める事項を確認し、適正に履行するよう周知しました。

施設の管理運営を包括的に委ねるという指定管理者制度の趣旨を踏まえ、指定管理者の創意工夫を引き出しながら、区と指定管理者が連携・協働して質の高いサービスを安定的に提供していけるよう、引き続き、適切な制度運用について共有します。